

平成 22 年度第 22 回 税制調査会議事録

日 時：平成 22 年 12 月 14 日（火）18 時 15 分～

場 所：合同庁舎第 4 号館 11F 共用第 1 特別会議室

○五十嵐財務副大臣

ただいまから「税制調査会」を開催いたします。

本日は主要事項のうち、法人課税のとりまとめ案について御審議をいただきます。

（カメラ退室）

○五十嵐財務副大臣

それでは、議題に入ります。法人課税についてはこれまでの本会合や党の御議論も踏まえ、会長、会長代行を中心に具体案の調整を行ってまいりました。昨夜、総理から法人実効税率を 5%引き下げる方向で調整を行うよう御指示があったところでございます。こうした調整を踏まえ、お手元に法人課税のとりまとめ案を配付いたしております。それでは、法人課税のとりまとめ案について、尾立、逢坂両政務官より御説明をお願いいたします。

○尾立財務大臣政務官

それでは、お手元の資料「主要事項のとりまとめ案（国税）法人課税等」について御説明をさせていただきます。

1 ページ、法人税の基本税率を 25.5%に引き下げます。このため、課税ベースの拡大等を行い、6,500 億円弱の財源を確保いたします。具体的にはエネルギー需給構造改革推進投資促進税制等の租税特別措置の廃止・縮減、減価償却制度等の縮減、大法人に関わる欠損金の繰越控除の使用制限等を行います。

2 ページ、第 2 に中小法人の軽減税率について、現行の特例による税率を 18%から 15%に引き下げます。これは基本税率が 30%から 25.5%に引き下げられ、現行の 8 割 5 分相当の税率となることや、個人事業主の所得税負担とのバランスを踏まえ、軽減税率の特例税率についても現行の 18%の 8 割 5 分相当の約 15%とすることとしたものです。

この財源とするため、中小企業等基盤強化税制等の租税特別措置の廃止・縮減を行います。また、軽減税率の本則税率についても同様の考え方の下、22%から 19%に引き下げることとするほか、協同組合等に係る軽減税率についても、党からの御要請や中小法人の軽減税率とのバランスを踏まえ、22%から 19%に引き下げます。

第 3 に雇用促進税制について、当該年度中に 10%以上、かつ、大企業の場合は 5 人以上、中小企業の場合は 2 人以上雇用を増加させるなどの要件を満たす企業に対し、増加 1 人当たり 20 万円の税額控除ができる制度を創設いたします。また、育児環境整備のための税制措置の創設、障害者雇用の場合の機械等の割増償却制度の拡充、延長を行います。

第4に環境関連投資促進税制について、エネルギー起源CO2排出削減等に相当程度の効果が見込まれる設備等を取得等した場合の30%の特別償却制度を創設いたします。

第5に国際戦略総合特区について、(1) 特区内において認定計画に記載された事業を行うために、設備等を取得等する場合の50%の特別償却と、15%の税額控除制度及び(2) 特区内において事業者が専ら認定計画に記載された事業を行う場合、一定の要件の下20%の所得控除ができる制度を創設いたします。

第6にアジア拠点化税制については、グローバル企業のグループ会社で専ら国際的統括事業または研究開発事業を行うもののうち、事業計画について主務大臣の認定を受けたものが一定の要件を満たす場合、20%所得控除ができる制度を創設いたします。

なお、これらの項目に関する詳細な措置の内容は、「要望項目等の最終整理案」の中に記載されておりますので、御覧いただければと思います。

以上でございます。

○五十嵐財務副大臣

逢坂政務官、お願いします。

○逢坂総務大臣政務官

それでは、地方税について私から説明させていただきます。お手元の資料「主要事項のとりまとめ案（地方税）法人課税（法人住民税、事業税）」について概要を御説明させていただきます。

国税・地方税を合わせた法人実効税率を5%程度引き下げるため、法人税の基本税率の引き下げに伴い、法人住民税率を維持することとし、法人住民税の実効税率を0.87%引き下げます。その際、都道府県と市町村の法人関係税の増減収を調整するため、平成24年度から都道府県たばこ税の一部を市町村たばこ税に移譲します。

第2に雇用促進税制及び環境関連投資促進税制について、一定の要件を満たす中小企業者等について法人税の税額控除を法人住民税にも適用します。

第3に国際戦略総合特区やアジア拠点化税制について、法人税の特別償却及び所得控除を法人事業税及び法人住民税に反映させます。

以上でございます。

○五十嵐財務副大臣

ありがとうございます。ただいま御説明のあったとりまとめ案について、御質問等があれば伺います。どうぞ御発言ください。

○内山総務大臣政務官

雇用促進税制についてお尋ねをしたいんですが、対象とならない事業所、中小企業者等という規模の定義を教えてください。

○尾立財務大臣政務官

中小企業等については、資本金基準で1億円以下のものを中小企業とさせていただこうと思っております。

もう一点、対象とならない事業といたしましては風俗営業ということでございます。

○五十嵐財務副大臣

風俗営業だけ対象から外しますということで、ほかは入ります。

○東内閣府副大臣

まず関係4大臣、とりわけ五十嵐副大臣、両政務官に、ここまでおまとめいただいた御尽力に心から敬意を表したいと思えます。とりわけ五十嵐副大臣とは徹底的にやり合ったものでありますから、何となく深いきずなが結ばれたのかなと個人的には思っております。

その上で一言だけ1点申し上げたいと思うのですが、協同組織金融機関の一般貸倒引当金に関わる割増特例について申し上げたいと思えます。本措置については割増率を12%に引き下げた上、その適用期限を3年延長するとされております。本来ならば恒久化を要望していたところであり、このような結果となって極めて残念である。しかし、御案内のとおり中小企業をめぐる状況は大変厳しいものがあって、その中で信用金庫、信用組合などの協同組織金融機関は、中小企業への貸出しに一生懸命努力していただいているところ です。

私としてはこの見直しが決断された以上、今後その影響について注意深く見守っていかねばならないと考えておりますが、中小企業金融の円滑化は金融庁だけではなくて、農業協同組合、労働金庫、政府系金融機関等のほか、中小企業を所管されている関係省庁の皆様方を含め、政府全体としての重要課題と考えられるので、引き続き御協力をお願いしたいということだけ申し上げておきたいと思えます。

以上です。

○五十嵐副大臣

ほかにごございますでしょうか。よろしいですか。

(「はい」と声あり)

○五十嵐副大臣

ありがとうございました。池田副大臣、どうぞ。

○池田経済産業副大臣

本当にありがとうございました。

○五十嵐副大臣

よろしいですか。法人課税につきましてはお示した方向で大綱を起草したいと思えますので、よろしく願いをいたしたいと思えます。

そろそろお時間になりました。主要事項のうち残っている項目につきましては調整がつき次第、本会合にお示しをすることといたします。

それでは、これから大綱起草会合に切り替えて、大綱案文の審議を行いたいと思えます。

傍聴されている記者の皆さんに申し上げますが、大綱起草会合は非公開でございます。

す。報道関係の皆様には速やかに御退室を願います。記者会見は大綱起草会合終了後にこの場所で行いますので、よろしくお願いを申し上げます。

[閉会]

(注)

本議事録は、毎回の審議後速やかな公表に努め、限られた時間内にとりまとめるため、速記録に基づき、内閣府、財務省及び総務省において作成した資料です。

内容には正確を期していますが、事後の修正の可能性があることをご承知おきください。